

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価（本評価）時の認定	追評価時の認定
甲南大学法科大学院	平成25年度	不適合	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。	法令が定める法律基本科目群33科目(60単位)、法律実務基礎科目群9科目(16単位)、基礎法学・隣接科目群6科目(12単位)、展開・先端科目群30科目(68単位)のすべてにわたり、授業科目が開設されている。	法令が定める法律基本科目群34科目(64単位)、法律実務基礎科目群8科目(14単位)、基礎法学・隣接科目群9科目(15単位)、展開・先端科目群30科目(60単位)のすべてにわたり、授業科目が開設されている。
	2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか(「告示第53号」第5条第2項)。	課程修了に必要な単位数は94単位であり、このうち必修科目は、法律基本科目群が28科目60単位(63.8%)、法律実務基礎科目群が6科目10単位分(10.6%)、基礎法学・隣接科目群が2科目4単位分(4.2%)、展開・先端科目群が14単位分(14.9%)である。また、残りの6単位分については、いずれの科目群からも自由に選択することが可能な履修制度となっている。	課程修了に必要な単位数は100単位であり、このうち必修科目は、法律基本科目群が32科目60単位(60%)、法律実務基礎科目群が6科目10単位分(10%)、基礎法学・隣接科目群が4単(4%)、展開・先端科目群が14単位分(14%)である。また、残りの12単位分については、法律基本科目群以外の科目から選択する履修制度となっている。
	2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準(原則として3年、93単位以上)を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか(「専門職」第23条)。	課程修了要件は、原則として、3年以上在学し、かつ、94単位以上を修得することである。	課程修了要件は、原則として、3年以上在学し、かつ、100単位以上を修得することである。
	2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準(36単位を標準とする。)に従って適切に設定されているか(「告示第53号」第7条)。	各年次における登録単位数の上限は、1年次40単位、2年次36単位、3年次44単位である。	各年次における登録単位数の上限は、1年次39単位、2年次36単位、3年次44単位である。
	2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準(原則として30単位以内、ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみならずすることができる。)のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか(「専門職」第21条)。	学生が他の大学院において修得した単位については、30単位を限度として、貴法科大学院において修得したものとみなすことができるものと定められている。	学生が他の大学院において修得した単位については、33単位を限度として、貴法科大学院において修得したものとみなすことができるものと定められている。

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法	2-19 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準(原則として30単位以内)のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか(「専門職」第22条)。	学生が入学前に大学院で修得した単位については、30単位を限度として法科大学院において修得したものとみなすことができるものと定められている。	学生が入学前に大学院で修得した単位については、33単位を限度として法科大学院において修得したものとみなすことができるものと定められている。
教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準(最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名)を遵守しているか(「告示第53号」第1条第1項)。	専任教員は23名である。	変更後においても専任教員は23名である。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか(「告示第53号」第1条第6項)。	専任教員23名中19名が教授、4名が准教授であり、法令上必要とされる専任教員数の半数以上は教授で構成されている。	専任教員23名中20名が教授、3名が准教授であり、法令上必要とされる専任教員数の半数以上は教授で構成されている。
	3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか(「告示第53号」第2条)。	専任教員23名のうち、7名(約30%)が実務家教員である。	変更後においても専任教員23名のうち、7名(約30%)が実務家教員である。
	3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	法律基本科目の各科目への専任教員の配置は、公法系4名(憲法2名、行政法2名)、民事法系9名(民法5名、商法3名、民事訴訟法1名)、刑事法系3名(刑法2名、刑事訴訟法1名)となっている。	法律基本科目の各科目への専任教員の配置は、公法系4名(憲法2名、行政法2名)、民事法系10名(民法4名、商法3名、民事訴訟法3名)、刑事法系3名(刑法2名、刑事訴訟法1名)となっている。
	3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	法律基本科目に16名、展開・先端科目に7名の専任教員が配置されている。また、基礎法学・隣接科目の一部科目を専任教員が担当している。	法律基本科目に17名、展開・先端科目に5名の専任教員が配置されている。また、基礎法学・隣接科目の一部科目を専任教員が担当している。
その他	入学定員	入学定員は50名である	入学定員は26名である。